

サービス貿易自由化を開始した 中国と ASEAN

石川 幸一 Koichi Ishikawa

亜細亜大学アジア研究所 教授

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

- ・ ASEAN と中国は地域統合を段階的に進めている。2004 年の物品の貿易協定 (ACFTA) に続いて 2007 年 1 月にサービスの FTA であるサービス貿易協定 (TIS) に署名した。
- ・ サービス貿易協定は、自由化を行う分野を明示するポジティブリスト方式の FTA であり、協定内容は GATS をモデルにしている。今回発表された自由化分野は第 1 パッケージである。自由化は段階的に進められ、発効後 1 年以内に自由化交渉 (ラウンド) が始められる。
- ・ 中国とシンガポールを除いた ASEAN 先発国の自由化約束分野は多くないが、ベトナムとカンボジアは多くの分野で自由化を約束している。モード別にみると、第 2 モード (国外消費) は自由化約束が多いが、第 3 モード (業務拠点) は出資比率などの条件付きであり、第 4 モード (人の移動) はほとんど約束されていない。

はじめに

ASEAN と中国は、物品の貿易協定に続いて 2007 年 1 月にサービス貿

易協定に調印した。サービス貿易の FTA であるサービス貿易協定は、「ASEAN と中国の包括的経済協力に関する枠組み協定 (枠組み協定)」を構成する一部である。枠組み協定

は、物品の貿易、サービス貿易、ア
ーリーハーベスト、投資、経済協力
について規定しており、ASEAN と
中国の FTA が全体として広範な分
野を対象としていることを示してい
る。交渉は、ア－リーハーベスト、
物品の貿易、サービス貿易、投資の
順で段階的に行われている。

サービス貿易は4つのモード（態
様）に分かれ、自由化措置は複雑で
ある。関税の削減状況で自由化の進
展が判る物品の貿易と比べ自由化の
程度と効果がわかり難い。本論は、
まず、サービス貿易の自由化を多国
間で進める WTO のサービス貿易一
般協定 (GATS) を参照することによ
り、サービス貿易の自由化がどのよ
うに進められるかについてみている。
次に、ASEAN と中国のサービス貿
易協定の内容を条文に従って検討し
ている。最後に、自由化を行う分野
を示している約束表（第1パッケー
ジ）を分析し、各国がどのような分
野で開放を行っているかを検討し、
その特徴と影響を考察している。

1. サービス産業とサービス貿易 の規模

ASEAN 加盟国の経済発展格差は
極めて大きい。一人当たり所得が 2
万ドルを超え、経済のサービス化が
進展しているシンガポールから一人
当たり所得が 500 ドル以下であり農
業が主要産業であるラオスやカンボ
ジアまで産業の発展段階や産業構造
は多様である。

中国を含めサービス協定加盟国の中
でサービス産業化が最も進んでい
るのはシンガポールである（図 1）。
金融、通信、運送では、東南アジア
地域のハブとなっており、会計や法
務など自由職業サービス、流通サー
ビスも発展しており、サービス産業
の競争力は協定加盟国の中で最も強
い。ブルネイはサービス産業の雇用
比率が極めて高く、フィリピンは
GDP、雇用ともサービス産業が 5 割
を超えるシェアを持っている。中国
と残りの ASEAN 原加盟国は GDP、
雇用ともサービス産業は 4 割前後の
シェアとなっている。

カンボジア、ラオス、ミャンマー、
ベトナムの新規加盟 4 カ国（以下

CLMV) は、サービス産業のシェアはやや小さく、特にラオスでは雇用でのシェアが極めて小さい。CLMV は市場経済化を進めている段階でありサービス産業の発展段階は遅れているため、競争力は外資企業を除き弱いと思われる。

表 1 サービス貿易

(2006 年、単位：100 万ドル)

	輸出	輸入
中国	91999	100833
インドネシア	12926	23728
マレーシア	21266	23269
フィリピン	4462	5858
シンガポール	51308	54260
タイ	24130	32053
カンボジア	1296	799
ラオス	166	32
ベトナム	4176	5282

(注) ラオスは 2001 年、シンガポールとベトナムは 2005 年。

(出所) IMF International Financial Statistics 2007 年 6 月号

サービス貿易の規模は格差が大きい。経済規模が大きな中国が輸出入ともほぼ 1000 億ドル規模で最大であり、ASEAN の中ではシンガポールが 500 億ドル台で最大である (表 1)。新規加盟国は桁数が違っており、最大のベトナムでも輸出 41 億ドル、

輸入 53 億ドルに過ぎない。ラオスは電力が主要輸出品となっているが、物品の貿易に計上されている。

2. サービス貿易の自由化と FTA

(1) WTO におけるサービス貿易の自由化

サービス貿易の自由化は、WTO のサービス貿易一般協定 (General Agreement on Trade in Service、以下 GATS) で進められるとともに、サービス貿易を対象分野とする自由貿易協定 (FTA) が増加し FTA によっても推進されている。まず、サービス貿易およびその自由化とは何かを GATS を検討することにより見ていく⁽¹⁾。

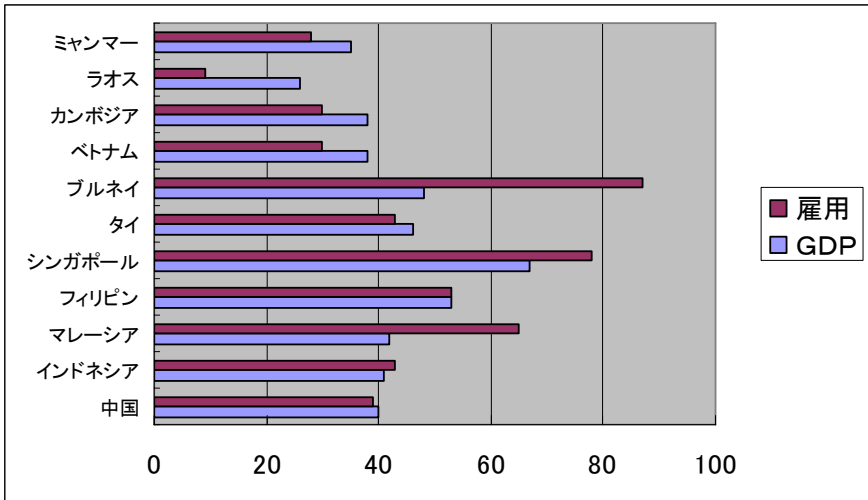
サービス産業は、農水産業、鉱業、製造業以外の全ての産業と言ってもよい。WTO 事務局では、サービス産業を 12 分野 (155 小分野) に分類している (表 2)。GATS が対象とするのは、政府により提供されるサービスを除く全てのサービスである。

国際間のサービスの取引であるサービス貿易は 4 つのモード (態様) に分類されている。第 1 モードは国

境を超えたサービスの提供（越境取引）であり、国際運送、国際電話によるコンサルティングサービスなどがその例である。第2モードは国内での他の国の消費者への提供（国外消費）であり、外国人への観光サービスなどである。第3モードは他国の領域内の業務拠点を通じたサービスの提供（業務拠点）であり、たと

えば海外支店を通じた金融サービスなどである。第3モードはサービス分野の海外投資を含んでいる。第4モードは他国のサービス提供者が自然人を通じて自国内でサービスを提供する（人の移動）形態であり、外国人介護士による介護サービスや外国人弁護士による法務サービスが例である。

図1 GDP および雇用に占めるサービス産業の比率



(注) GDP は 2005 年、雇用は統計が入手できる最新年である。

(出所) アジア開発銀行 Key Indicators 2007

表2 WTO事務局のサービス分類

1. 実務	自由職業、コンピュータ、研究・開発、不動産、レンタル・リース、その他
2. 通信	郵便、クーリエ、電気通信
3. 建設	総合建設、土木建設、設置・組立、仕上、その他
4. 流通	問屋、卸売、小売、フランチャイズ、その他
5. 教育	初等教育、中等教育、高等教育、成人教育、その他
6. 環境	汚水処理、廃棄物処理、衛生、その他
7. 金融	保険、銀行、その他
8. 健康・社会事業	病院、その他健康、社会事業、その他
9. 観光・旅行関連	ホテル・飲食店、旅行業、観光案内、その他
10. 娯楽・文化・スポーツ	興行、通信社、図書館など、スポーツ・娯楽、その他
11. 運送	海上運送、内陸水路運送、航空運送、宇宙運送、鉄道運送、道路運送、パイプライン輸送、運送の補助的サービス
12. その他	

(出所) 外務省 WTO事務局のサービス分類の詳細

サービス貿易の自由化は経済のサービス化の進展とともに 1980 年代から検討が進められ、ウルグアイ・ラウンドで交渉が行われた。米国を初め先進国はサービス貿易の自由化に積極的だったが、インドやブラジルなど開発途上国はウルグアイ・ラウンドでのサービス貿易の交渉自体に反対しており、交渉開始後もサービス産業の自由化への懸念を維持していた。そのため、GATS の自由化は、GATT による物の貿易の自由化に比べ制約が多く、かつ漸進的な自由化となっている。

WTO の基本原則である最恵国待遇と内国民待遇は、GATS でも義務となっているが留保がついている。最恵国待遇は一般的義務として即時かつ無条件に与えねばならないが、最恵国待遇義務からの免除（例外）措置が原則として 10 年間認められている。内国民待遇は特定の約束として、自国が約束した分野で与えることになっている。

サービス貿易の自由化のため撤廃すべき措置は市場アクセス（第 16 条）で規定されている。GATT における関税の削減・撤廃と非関税措置

の撤廃に相当するが、市場アクセスに関し約束した分野のみが対象となっている。別途条件をつけない限り維持、採用してはならない措置は、①サービス提供者の数量制限（設立・開業のための免許の制限など）、②取引総額または資産総額の制限（外国銀行の資産の制限など）、③総数または総産出量の制限（外国映画の放映時間制限など）、④自然人の総数制限（本国派遣外国人数の制限など）、⑤事業体の形態制限（合弁形態の要求など）、⑥外国資本の参加制限、の6つである。

サービス貿易におけるセーフガード、政府調達、補助金に関する規律についてはウルグアイ・ラウンドで合意に至らず、多角的交渉を行うことが規定されている。

（2）サービス貿易の FTA

サービス貿易の FTA は GATS 第 5 条の要件を満たせば締結が認められている。その要件は、①相当な範囲（substantial sectoral coverage）の分野を対象とすることと②相当な範囲の分野で内国民待遇について実質的全ての差別が（i）現行の差別的な措

置の撤廃、（ii）新たなまたは一層差別的な措置の禁止、により協定発効時に存在しないことまたは合理的な期間に撤廃されること、の2つである。ただし、開発途上国には弾力的に適用するとしている。WTO に通報されているサービス貿易の FTA は 42 件（2007 年 3 月時点）である。

サービス貿易の FTA の自由化は、ポジティブリスト・アプローチとネガティブリスト・アプローチの2つの主要なアプローチがある⁽²⁾。

ポジティブリスト・アプローチは、GATS で採用されている自由化方式（GATS タイプ）であり、ボトムアップ方式とも呼ばれている。内国民待遇の付与と市場アクセスの約束を行う分野を約束表で明示する方式である。自由化を行う分野と条件を示す方式であり、その他の分野は除外されている。自由化は、何度かの交渉（ラウンド）を経て漸進的に進められる。ASEAN のサービス貿易 FTA である AFAS（サービスに関する枠組み協定）、メルコスールなどがポジティブリスト・アプローチを採用しており、ASEAN と中国のサービス貿易協定も同様である。

ネガティブリスト・アプローチは、NAFTA（北米自由貿易協定）のサービス貿易の自由化の規定で採用（NAFTA タイプ）されており、トップダウン方式とも呼ばれている。除外と明示された分野を除き、全ての分野が自由化される方式であり、自由化を行わない分野と例外措置は付属書で示される。除外分野と例外措置は今後の交渉の対象となる。ネガティブリスト・アプローチでは、市場アクセスは独立した条文ではなく、中核的な義務として基本原則として規定されることが多い。米国の締結した FTA は、サービス貿易の自由化ではネガティブリスト・アプローチを採用しており、米国シンガポール FTA、米国豪州 FTA、米国韓国 FTA など採用されている。日本の FTA は、ASEAN 各国との場合はポジティブリスト・アプローチ、メキシコ、チリとはネガティブリスト・アプローチが採用されている⁽³⁾。

サービス貿易の FTA の自由化度の評価を行った研究によると、ネガティブリスト・アプローチを採用した FTA はポジティブリスト・アプローチを採用した FTA に比べ自由化

度が高い（質が高い）とは必ずしも言えない⁽⁴⁾。その例として、ネガティブリスト・アプローチ方式の米国シンガポール FTA とチリ韓国 FTA をあげており、自由化度が高くないとしている。同研究で自由化度の高いサービス貿易の FTA とされているのは、CER（豪州とニュージーランドの FTA）、米国豪州 FTA、EFTA そして AFTA（AFAS）である。AFAS が自由化度の高い理由として GATS プラスアプローチを採用していることをあげている。

3. ASEAN と中国のサービス貿易協定

（1）GATS タイプの協定

ASEAN と中国のサービス貿易協定（サービス貿易協定）は、2007 年 1 月 14 日にセブで開催された ASEAN と中国の首脳会議で調印された。協定の正式名称は「ASEAN と中国の包括的経済協力に関する枠組み協定のサービス貿易協定」である⁽⁵⁾。枠組み協定は、2002 年 11 月に調印され、FTA を中心とした経済協力の基本的な内容を規定している

(表 3)。サービス貿易については、枠組み協定の第 4 条で「相当な範囲のサービス貿易の自由化」を行うと規定している。さらに、①実質的に全ての差別の漸進的な撤廃と新たなおよびさらなる差別的措置の禁止、②GATS を超えた自由化(GATS プラス)、③効率と競争力を改善するための協力の推進、を掲げている。

多くの FTA 協定では、物品の貿易とともにサービス貿易の自由化について同じ協定の中で規定しているが、

サービス貿易協定は独立した協定である。ASEAN の場合、物の貿易の自由化に関する協定 (AFTA) とサービス貿易に関する協定 (AFAS) に分かれているのと類似している。

サービス貿易協定は、4 部 33 条と付属書から構成されている。付属書は約束表 (第 1 パッケージ) である。サービス貿易協定の構成と内容は、GATS に極めて類似しており、規定も GATS と同一の章が多い (表 4)。市場アクセスにおける自由化および

表 3 ASEAN と中国の包括的経済協力に関する枠組み協定の構成

前文		第 10 条	一般例外
第 1 条	目的	第 11 条	紛争解決メカニズム
第 2 条	包括的経済協力の分野	第 12 条	交渉のための機構
第 3 条	物品の貿易	第 13 条	雑則
第 4 条	サービス貿易	第 14 条	寄託者
第 5 条	投資	第 15 条	施行
第 6 条	アーリーハーベスト	付則 1	アーリーハーベスト除外品目
第 7 条	その他の経済協力的分野	付則 2	アーリーハーベストのカテゴリーと関税撤廃スケジュール
第 8 条	時間的枠組み	付則 3	アーリーハーベスト特定品目
第 9 条	最恵国待遇		

(出所) Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation between the Association of Southeast Asian Nations and the People's Republic of China より作成

表4 サービス貿易協定と GATS の構成

ASEAN中国サービス貿易協定		GATS	
第1部 第1条	定義と適用範囲 定義	第1部 第1条	適用範囲および定義 適用範囲および定義
第2条	適用範囲	第2部	一般的義務および規律
第2部 第3条 第4条 第5条 第6条 第7条 第8条 第9条 第10条	義務と規律 透明性 秘密の情報の開示 国内規制 承認 独占および排他的なサービス提供者 商慣習 セーフガード 支払および資金移動	第2条 第3条 第3条の2 第4条 第5条 第5条の2 第6条 第7条 第8条	最恵国待遇 透明性 秘密の情報の開示 開発途上国の参加の増大 経済統合 労働市場の統合のための規定 国内規制 承認 独占および排他的なサービス提供者
第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条	国際収支擁護のための制限 一般的例外 安全保障のための例外 補助金 WTO規律 協力 カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの参加の増大	第9条 第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第14条の2	商慣習 セーフガード措置 支払いおよび資金移動 国際収支の擁護のための制限 政府調達 一般的例外 安全保障のための例外
第3部 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条	特定の約束 市場アクセス 内国民待遇 追加的約束 特定の約束に関わる表 約束の適用と拡大 漸進的な自由化 特定の約束に関わる表の修正	第15条 第3部 第16条 第17条 第18条 第4部 第19条 第20条 第21条	補助金 特定の約束 市場アクセス 内国民待遇 追加的な約束 漸進的な自由化 特定の約束についての交渉 特定の約束に係る表 特定の約束に係る表の修正
第4部 第25条 第26条 第27条 第28条 第29条 第30条 第31条 第32条 第33条	その他の規定 中央、地域、地方政府 連絡所 見直し 雑則 修正 紛争解決 利益の否認 発効 寄託者	第22条 第23条 第24条 第25条 第26条 第6部 第27条 第28条 第29条	制度に関する規定 協議 紛争解決および実施 サービスの貿易に関する理事会 技術上の協力 他の国際機関との関係 最終規定 利益の否認 定義 付属書

(出所) サービス貿易協定および GATS については、外務省「WTO サービス貿易一般協定」
日本国際問題研究所 1997 年

内国民待遇を約束する分野を約束表に記載するポジティブリスト方式となっており、GATS タイプの協定である。漸進的な自由化方式を採用しており、パッケージ方式で自由化を進める。第 1 パッケージは本協定の付属書となっており、施行後 1 年以内に第 2 パッケージを締結するととなっている。パッケージ方式は ASEAN のサービス貿易協定 (ASEAN サービス枠組み協定: AFAS) と同様である。

自由化の範囲と程度は、相当な範囲の分野を対象とし、WTO で約束した自由化を超えるとしている。

CLMV (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) は、AFTA 同様に特別扱いとなっている。GATS4 条が開発途上国の参加の増大となっており、この規定を援用して第 17 条で CLMV の参加の増大を規定している。自由化だけでなく、サービス産業の効率と競争力の強化、これら諸国が輸出に関心を持つ分野の市場アクセス改善、自由化の柔軟な実施などが述べられている。

(2) サービス協定の概要

サービス協定の概要および規定の

ポイントを以下に解説する。なお、GATS の条文の和訳は、外務省 (1997) に拠っている。

① 定義と適用範囲

第 1 条は定義、第 2 条は適用範囲となっており、サービス、業務上の拠点、者、法人、措置、サービス供給者、サービス消費者、サービス貿易、分野などの用語が定義されており、GATS1 条、28 条とほぼ同様となっている。本協定のサービスとは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外の分野における全てのサービスである。サービス貿易は、GATS の 4 つのモードを対象としている。者 (person) は、自然人と法人である。他の締約国の法人は、① 当該国の法律に基づき設立・組織されている法人で当該国あるいは他の加盟国の領域内で実質的な業務に従事している法人、② 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合は、他の加盟国の自然人あるいは①の法人により「所有」または「支配」される法人、と定義されている。「所有」は、その法人の 50% 以上の持分を所有することと定義され、「支配」は、

その法人の役員の過半数を指名し又は活動を法的に管理する権限を有していると定義されている。

② 義務と規律

GATS とほぼ同様な規定となっているが、最恵国待遇の規定が置かれていない。FTA における最恵国待遇は、他の締約国が第3国とのFTAでより有利な待遇を認めた場合、同等の待遇を与えることを求めるものであり、NAFTAなどで規定されている⁽³⁾。

透明性(第3条)と秘密の情報の開示(第4条)は、GATSの規定が適用される。サービス貿易に影響を及ぼす国内措置および国際協定は速やかに公表され、法令やガイドラインの導入・変更は速やかにWTOのサービス貿易理事会に通報されることになる。ただし、公共の利益に反し、特定企業の正当な商業上の利益を害する秘密の情報の提供は要求されない。

国内規制(第5条)は、GATS6条の規定とほぼ同じである。特定の約束を行った分野でサービス貿易に影響を与える一般に適用される全ての措置が合理的、客観的、公平に実施

されることを締約国が確保する規定である。資格要件、技術上の基準、免許などに関する措置がサービス貿易に対する不必要な障害にならないようにするため、こうした措置が客観的な、かつ透明性を有する基準に基づき、サービスの質を確保する以上に大きな負担とならないことなどの基準に基づいているかを締約国は共同で見直すとしている。

承認(第7条)は、GATS6条と同じである。他の締約国のサービス提供者に対し、免許、資格を承認することが出来るという相互承認の規定である。

独占および排他的なサービス提供者(第7条)は、GATS8条と同じ規定である。自国の独占的なサービス提供者が独占権の範囲外のサービス分野で約束に反するような形態で活動し、独占的地位を濫用しないことを確保するという規定である。

商慣習(第8条)は、GATS9条と同じである。サービス提供者の商慣習が競争を抑制し、サービスを制限することを認めるとともに、そうした商慣習を撤廃するために他の締約国の要請に応じて協議を行うことを

規定している。

セーフガード(第9条)は、GATS10条で規定されている多国間交渉の結果に基づき、見直しを行うとしている。多国間交渉の結果が出る前にサービス貿易協定により相当の悪影響をサービス分野が被った場合は、他の締約国に協議を要請できる。

支払および資金移動(第10条)はGATS11条と同じであり、第11条による制限以外にサービス貿易(支払と資金移動を含む)への制限を行うてはならない規定である。国際収支擁護のための制限(第11条)はGATS12条に従ってサービス貿易の制限を行うと規定している。

一般例外(第12条)は、GATS14条とほぼ同じである。GATS14条2の安全保障例外は、第13条に規定されており、GATSとほぼ同じである。公衆道徳の保護や公の秩序、生命・健康の保護、詐欺的な行為の防止、個人情報の保護、安全保障上の利益の保護のために必要な措置を、締約国は採用・実施できる。

補助金(第14条)は、GATS15条とは異なっている。サービス貿易協定は、締約国により提供される補助

金に適用されないと規定している。ただし、補助金がサービス貿易に悪影響を与えている場合は、協議を要請できる。GATS15条は、補助金がサービス貿易をゆがめるような影響を与えていることを認め、その影響を回避するための多角的な交渉を行うとしているが、開発途上国の開発計画に対する補助金の役割を認めている。補助金については特定の約束でも内国民待遇の例外としている。

WTO規律(第15条)は、協定の見直しに当たってはWTOの協定に従うことを規定し、協力(第16条)は、サービス分野の能力、効率、競争力の改善のために協力を行うことが規定されている。カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの参加の増大(第17条)は、GATS17条に相当する規定であり、ASEANの後発国であるこれら4カ国への特別かつ異なった待遇と協力を規定している。

③ 特定の約束

市場アクセス(第18条)は、GATS16条と同じである。市場アクセスに関する約束を行った分野につ

いて、他の締約国のサービスおよびサービス提供者に対し、サービス提供者の数や取引総額、事業の総数の制限など市場アクセスを制限する措置を禁止している。

内国民待遇(第 19 条)は、GATS17 条と同じである。約束表に記載した分野において、他の締約国のサービスおよびサービス提供者に対して自国の同種のサービスおよびサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを規定している。

追加的約束(第 20 条)は、GATS18 条とほぼ同じであり、市場アクセスと内国民待遇に記載されていない分野の交渉を行えることを規定している。

特定の約束の係わる表(第 21 条)は、GATS20 条とほぼ同じである。特定の約束、すなわち、サービス貿易の自由化のための措置である市場アクセスおよび内国民待遇に関する約束を記載している。約束表は協定の付属書となっている。締約国は、第 23 条により特定の約束のパッケージを締結するための交渉に入り、GATS での約束を超える約束を実現するために努力するとしている。

約束の適用と拡大(第 22 条)は、中国は単一の約束表を作成し全 ASEAN 加盟国に適用することと ASEAN 加盟国は各国が個別の約束表を作成し、中国とその他の ASEAN 加盟国に適用することを規定している。

漸進的な自由化(第 23 条)は、GATS では第 4 部が同じタイトルとなっている。GATS の第 4 部は、19 条の特定の約束についての交渉、20 条の特定の約束に係わる表、21 条の表の修正の 3 条を含んでいる。サービス貿易協定では、各国の特定の約束の第 1 パッケージが付属書となっていること、協定の施行の 1 年以内に第 2 パッケージの締結に向けての交渉を行うこと、協定の見直しを行いサービス貿易の漸進的な自由化のために特定の約束のパッケージをその後も締結するための交渉ラウンドに入ることを規定している。

特定の約束に係わる表の修正(第 24 条)は、GATS21 条とほぼ同じである。締約国は、発効後 3 年後に約束を撤回あるいは修正ができることを規定している。修正を行う場合、締約国と ASEAN 事務局に通報し、

影響を受ける締約国と必要な補償的な調整のための交渉に入ることが条件となる。

④ その他の規定

中央・地域・地方の政府（第 25 条）は、GATS では 1 条の 3 で規定されている。この協定の義務と約束を実行するために、領域内の締約国は地域および地方の政府および政府機関と非政府機関（中央、地域、地方の政府と機関により委任された権限の行使を行う）が義務と約束を遵守することを確保することを規定している。

連絡所（第 26 条）は、協定に関する締約国の意思疎通を円滑にするために各締約国が連絡所を指定することを規定している。

見直し（第 27 条）は、ASEAN の経済大臣と中国の商務部長（大臣に相当）が発効から 1 年以内とその後は 2 年に 1 回会議を行い、自由化の促進および WTO 整合性を図るために協定の見直しを行うことを規定している。

雑則（第 28 条）は、GATS の付属書がこの協定に適用されること、こ

の協定の付属書は協定の不可分の一部であることなどを規定している。修正は 29 条で規定されている。

紛争解決（第 30 条）は、GATS の規定ではなく、包括的経済協力に関する枠組み協定の紛争解決メカニズム協定が適用されるとしている。

利益の否認（第 31 条）は、GATS27 条とほぼ同じである。締約国以外（ASEAN と中国以外）から提供されているサービス、海上運送サービスについては締約国以外の法律に従って登録されている船舶および前記の船舶を運航あるいは利用する締約国以外の者により提供されるサービス、他の締約国のサービス提供者でない法人によるサービスについては、この協定の利益を否認できる。

施行（第 32 条）は、サービス協定が 2007 年 7 月 1 日に発効すること、締約国は 2007 年 7 月 1 日以前に国内手続きを完了することを規定している。第 33 条は、ASEAN 加盟国には、協定は ASEAN 事務局長に寄託され、その認証された写しが各国に供与されるとしている。

4. サービス貿易協定の特徴

ASEAN と中国のサービス貿易協定の第 1 の特徴は、GATS 型の協定ということである。全体の構成は GATS とほぼ同じであり、条文も GATS と同一あるいはほぼ同一なものが大半であり、GATS の規定を適用するという条文もある。また、市場アクセスと内国民待遇の約束を行う分野を約束表に記載するポジティブリスト方式も GATS と同様である。GATS 型の協定となったのは、GATS が開発途上国への配慮を行っている協定であることが理由としてあげられる。漸進的な自由化、開発途上国における補助金の役割の容認、開発途上国の参加の増大、技術協力などの規定は、開発途上国への特別かつ異なった待遇を認めている。

次に ASEAN の地域統合をモデルにしていることが指摘できる。ASEAN は、物の貿易は AFTA により自由化を進め、サービス貿易については AFAS を別途締結している。ASEAN と中国は、物の貿易については物品貿易協定を 2004 年に締結し 2005 年から関税引き下げを始め

ている。サービス貿易については、物の貿易とは別個の協定を締結しており、ASEAN と同様な進め方となっている。協定の構成は、AFAS よりも ASEAN 中国の協定のほうが GATS に類似している。

自由化については、漸進的な自由化を行うことにしており、ASEAN と同様に自由化交渉（ラウンド）を積み重ねて行くことになる。現時点の自由化約束分野は国により違うが、中国および ASEAN 主要国は少ない。ポジティブリスト・アプローチのため、自由化約束分野は付属書に掲載されているが、付属書の第 1 パッケージの自由化分野は非常に限定されている。1 年以内に第 2 パッケージの交渉を開始するとしている。

最恵国待遇の規定が設けられていないことも特徴のひとつである。サービス貿易の FTA には最恵国待遇の規定がないものもあるが、NAFTA、米国シンガポール FTA、米国豪州 FTA、日本メキシコ FTA、日本フィリピン FTA など最恵国待遇の規定を持つ FTA が多い。

5. 各国の約束とその特徴

付属書の第1パッケージの約束表は、各国ごとに①各分野に共通の約束、②分野ごとに行う特定の約束について、市場アクセスに係る制限、内国民待遇に係る制限、追加的な約束に分け、4つのモードについての約束を記載している。自由化を行う場合は、「制限しない (none)」、自由化を行わない場合は、「約束しない (unbound)」と記載される。事業形態、分野、出資比率などの条件付きの約束はその条件が記載される。したがって、約束した分野でもモードによっては開放されていないことに留意が必要である。

約束表はほぼ統一されているが、分野の小分類などは国により多少異なっている。また、中国のように WTO 加盟時の約束以外の新たな約束分野を記載している国とベトナムのように WTO 加盟時の約束も含め記載している国がある。協定に参加している 11 カ国から中国、タイ、カンボジアをとりあげて約束内容を見てみよう。

(1) 約束の内容

① 中国

共通の約束では次のような約束を行っている (表 5)。市場アクセスについては第 3 モードで①合弁について外資出資比率は登録資本金の 25%以上としている。外国企業の支店開設は分野別に特定の約束を行っていない限りは約束していない。土地の利用権については、住居用 70 年、工業・教育・文化・科学・公衆衛生用 50 年、商業・観光・娯楽用 40 年、その他 50 年などとしている。外資企業、代理店、子会社、支店などのマネージャー、役員、専門家などの滞在期間は 3 年、契約サービス供給者の雇用者は契約期間あるいは 1 年以内などとしている。契約サービスについては、会計、医療、設計など 9 分野が指定されている。据付サービスは滞在期間 3 カ月以内である。内国民待遇では、補助金について音響映像サービス、航空サービス、医療サービスおよび中国の WTO 加盟後に新たに約束した全ての分野について約束しないとしている。

分野ごとに行う特定の約束では、小分類では 29 分野で約束を行って

いる。大分類では4分野のみであり、実務サービスが最も多い。通信、建設、金融などでは、約束を行っていない。実務サービスでは、市場調査、経営相談、人員派遣、建築物清掃、写真、包装用印刷、通訳・翻訳などで約束を行っている。自由化の範囲と程度は、分野により異なっている。全てのモードで自由化を約束しているのではなく、第3モードは約束していない分野、合弁形態のみなどの条件がついている分野が多い。第4モードは、市場アクセスでは全分野

で原則として約束していないし、内国民待遇では条件を付けた約束となっている。たとえば、実務サービスは総じて開放の度合いが大きく、コンピュータ関係の中のデータ処理サービスは、市場アクセス、内国民待遇とも第1モードから第3モードまで制限しないとなっている。一方、建設サービスは、市場アクセスは制限しないのは第2モードのみで、第3モードは合弁などの条件があり、第1モードと第3モードは約束されていない。

表5 中国の約束

共通の約束	特定の約束 29
市場アクセス	1. 実務サービス 13
(3)業務拠点	B. コンピュータ関係 (3)
外資出資比率	D. 不動産 (2)
土地使用	F. その他実務サービス (8)
自然人(幹部)の滞在期間	3.建設・エンジニアリングサービス 5
契約サービスの滞在期間	6. 環境サービス 7
(4)内国民待遇	10. 娯楽・文化・スポーツサービス 1
補助金	D. スポーツ・娯楽
	11.運送サービス 3
	C.航空運送 (1)
	F. 道路運送 (1)
	H. 補助的なサービス (1)

(注) この表のサービス産業の分類は大分類(数字)および中分類(ローマ字)だが、原資料はより細かな小分類となっている。以下同じである。

(出所) ASEAN-China Agreement on Trade in Service Annex (以下同じ)

② タイ

共通の約束では業務拠点と人の移動について約束している(表6)。市場アクセスでは業務拠点についてタイで登録された有限責任会社であること、外資出資比率は49%以下、外国人株主は過半数を超えないことが記載されている。人の移動については、ビジネス訪問と企業内転勤について約束が行われ、要件と滞在期間が規定されている。土地については、外国人による取得は認められず、土地のリースとビルの取得、コンドミニアムの一部の所有が認められている。内国民待遇では、業務拠点については出資比率49%以下については制限しないとしているが、補助金を含めその他については約束しない

としている。人の移動については、市場アクセスと同じである。

特定の約束は、大分類では4分野、小分類では11分野のみであるが、約束された分野は、第4モードを除き制限しないという記載が比較的多い。ただし、第3モードは多くの分野で出資比率あるいは役員の国籍要件が規定されている。実務サービスは、自由職業のうち会計サービス、建築サービス、エンジニアリングサービス、景観サービスが含まれている。会計サービスは第4モード以外のモードで制限しないとなっている。教育サービスでは、中国語指導サービスが約束されており、外国人(中国人)のタイへの入国と滞在が条件付きで認められている。

表6 タイの約束

共通の約束	特定の約束 11
市場アクセス	1. 実務サービス 4
(3)業務拠点	A. 自由職業 (4)
業務拠点の要件・外資比率	5. 教育サービス 3
(4)人の移動	B. 中等教育・技術職業教育(1)
ビジネス訪問、企業内転勤	C. 高等教育 (1)
滞在期間など	E. その他教育 (1)
内国民待遇	9. 観光・旅行関連サービス 3
(3)業務拠点	A. ホテル (1)
外資比率	B. 旅行代理店 (1)
(4)人の移動	D. その他 (1)
市場アクセスと同じ	11. 運送サービス 1
	A. 海上運送 (1)

(出所) 表5と同じ

③ カンボジア

共通の約束は、補助金、税制、土地、権利、投資インセンティブ、自然人の存在について、市場アクセス、内国民待遇に分けて記載がされている(表7)。補助金は、内国民待遇が約束されていない。税制については、第1モード、第2モード、第3モードに関しては制限しないとしている。土地は、カンボジアの自然人、法人以外は所有が出来ず、リースのみが可能である。所有、操業、事業の法的形態と範囲の条件はカンボジアのWTO加盟時点の条件よりも制限的ではない。投資インセンティブを求める企業は、カンボジア人スタッフを訓練し昇進させる義務がある。自然人の存在は、ビジネス訪問者、業務拠点設立の責任者、企業内転勤者の入国と短期滞在を除き、約束しないとしている。

特定の約束は、大分類ではその他のサービスを除く11分野、小分類では88分野で約束が記載されており、協定参加国でベトナムに続いて多くの分野で約束をしている。最も多いのは、実務サービスで24分野、ほかには通信サービスが15分野、金融サ

ービスが12分野、運送サービスが12分野となっている。注目すべきは、大半の分野で第4モードを除いた3つのモードで制限しないとなっている。ただし、通信サービスと金融サービスは第1モードと第3モードで条件が付されている分野が多い。海上運送は約束されていないが、追加的約束により9分野へのアクセスが認められている。

(2) 各国の約束の特徴

① 国別にみた特徴

約束分野を国別にみると、相違が非常に大きいことが判る(図2)。シンガポールはASEANの中では、サービス産業化が最も進んでおり競争力も強いと思われ、約束した分野が多いことは理解できる。その他のASEAN原加盟国は約束分野が少なく、最も多いマレーシアでも20分野である。インドネシアとタイは約束分野が少なく、約束した分野でも制限しないモードは余り多くない。中国は29分野で約束しており、約束分野は多くはない⁽⁶⁾。

開放分野が多いのはベトナムとカンボジアである。特にベトナムは

表7 カンボジアの約束

共通の約束	特定の約束 88
市場アクセス (3)業務拠点 投資インセンティブとカンボジア 人の訓練 (4)人の移動 下記を除き、入国、一時滞在を 制限しない ビジネス訪問、業務拠点の設立、 企業内転勤、 内国民待遇 補助金(3)業務拠点、(4)人の 移動、約束しない 税制、制限しない 土地(3)業務拠点、リースは出来るが 所有は出来ない 投資インセンティブ(3)業務拠点 制限しない 人の移動、市場アクセスと同じ	1. 実務サービス 24 A. 自由職業 (8) B. コンピューター関連サービス (5) E. レンタル・リース (1) F. その他 (10) 2. 通信サービス 15 B. クーリエサービス (1) C. 電気通信 (14) 3. 建設・エンジニアリングサービス 5 A. 総合建設 (1) B. 土木建設 (1) C. 設置・組立工事 (1) D. ビル建設・仕上げ (1) E. その他 (1) 4. 流通 5 A. 問屋 (1) B. 卸売 (1) C. 小売 (1) E. フランチャイズ (1) F. その他 (1) 5. 教育サービス 3 C. 高等教育 (1) D. 成人教育 (1) E. その他 (1) 6. 環境サービス 4 A. 汚水処理 (1) B. 廃棄物処理 (1) C. 公衆衛生 (1) D. その他 (1) 7. 金融サービス 16 A. 保険 (4) B. 銀行その他金融サービス (12) 8. 健康関連および社会サービス 1 A. 病院 (1) 9. 観光・旅行関連サービス 3 A. ホテル (1) B. 旅行代理店 (1) C. 観光案内 (1) 10. 娯楽・文化・スポーツサービス 1 E. その他 (1) 11. 運送サービス 12 A. 海上運送 (2) B. 航空運送 (3) F. 道路運送 (5) G. パイプライン運送 (2)

(出所) 表5と同じ

100 分野、カンボジアは 88 分野と極めて多く、大分類ではほぼ全産業で約束をしている。しかし、ミャンマーとラオスは対象的に極めて約束分野が少ない。CLMV の 4 カ国のサービス産業の発展は、ともに遅れていると思われ、約束状況は極めて対照的となっている。

シンガポールを除く ASEAN 原加盟国と中国は国内サービス産業が発展しつつある状況であり、また、分野によっては中小企業が多く、保護をしている分野が多いことが約束分野が少ない理由である。CLMV4 カ国は、小規模小売などを除くとサービス産業の発展状況は遅れているが、ベトナムとカンボジアが約束した分野が多いのは WTO 加盟時に約束した分野が多いためである。ベトナムは、WTO 加盟に向けての 2 国間交渉の 1 つとして行われた米国との交渉で、サービス産業について通信、流通、保険、銀行、証券などの分野で広範な市場開放の約束を行った。その結果、大分類で 11 分野、小分類では 110 分野で第 3 モードを中心に約束を行っている⁽⁷⁾。

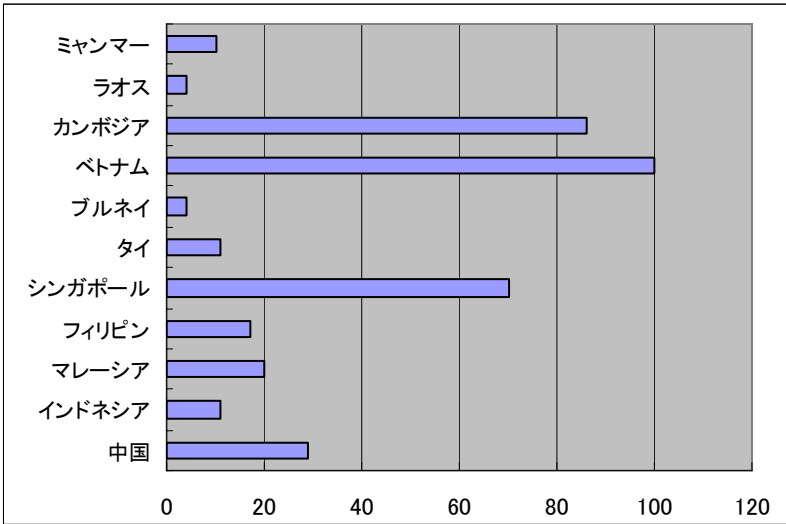
モード別にみると、第 4 モード(人

の移動) は分野を共通して約束していない国が多い。中国と ASEAN ともにサービス提供者の移入を懸念しているためであろう。第 3 モード(業務拠点) は総じて約束している国、分野が多いが、外資出資比率など条件がつけられている。第 1 モード(サービスの越境) と第 2 モード(海外消費) は、制限しないとしている国が多いが、第 1 モードは分野によっては約束がされていない。

② 分野別にみた特徴

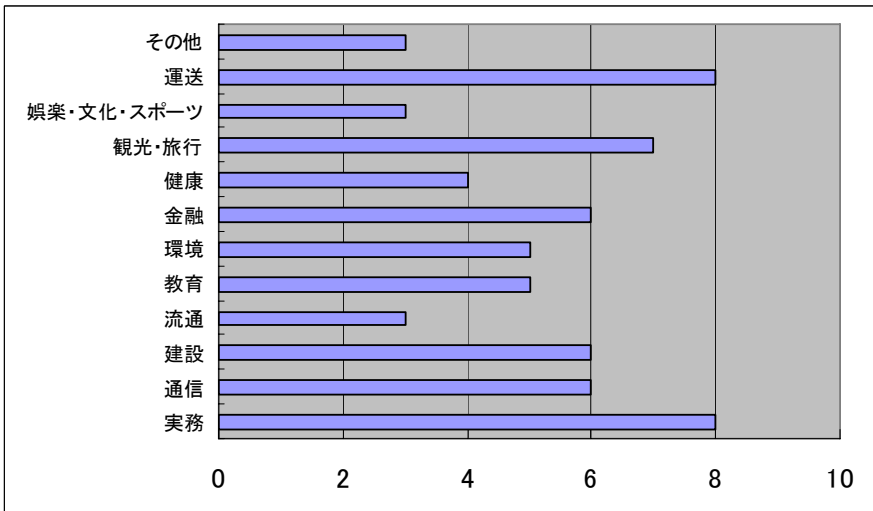
大分類で分野別にみると、実務サービスと運送サービスが 8 カ国で約束しており最も多くの国が開放している分野である(図 3)。続いて、観光・旅行関連サービスが 7 カ国、通信サービス、建設サービス、金融サービスが 6 カ国となっている。約束している国が少ないのは、流通サービス、娯楽・文化・スポーツサービス、その他サービスで 3 カ国である。中国およびシンガポールを除いた ASEAN 原加盟国についてみると、流通は約束している国がゼロであり、教育はタイのみである。その他サービスはインドネシアとフィリピンが

図2 国別約束分野数



(出所) サービス協定

図3 分野別にみた約束国の数



(出所) サービス協定

約束している。流通は地場の小規模小売業が多いこと、教育はセンシティブな分野であるためであろう。その他サービスは、両国ともエネルギーサービスが対象であり、インドネシアは競争力があり、フィリピンは開発を進めようとしている分野である。

おわりに

ASEAN と中国のサービス貿易協定は、物品の貿易協定締結からほぼ2年後に締結された。現在は、投資協定が交渉されており、枠組み協定で規定された分野別の協定は順調に交渉が進んでいるといえよう。サービス貿易協定は、GATS に準拠した構成となっており、ASEAN のサービス貿易協定である AFAS に比べると協定として完成度は高い。ポジティブリスト方式であり、今後、自由化交渉（ラウンド）を重ねることにより、自由化分野を拡大して行くことが課題となる。また、ASEAN 各国の約束は、中国だけでなく他の ASEAN 各国にも適用される。ASEAN のサービス貿易の自由化は

AFAS により進められており、TIS と AFAS が ASEAN 域内のサービス貿易に適用となる。企業は自社に有利な協定を利用できることになる。

自由化（約束）の程度は、国により大きく異なっている。約束表の記載が統一されていないので単純な比較は出来ないが、ベトナムとカンボジアが多く分野で約束を行い、モード別にみて自由化の程度が高くなっている。ASEAN 主要国はシンガポールを除き、総じて約束分野は少なく、モード別にみても自由化度があまり高くない。WTO での各国の約束状況との比較を行っていないので、GATS プラス部分がどの程度かわからない。ASEAN 主要国の GATS での約束分野は、インドネシア 40、マレーシア 69、フィリピン 43、シンガポール 57、タイ 70 であり、サービス協定により開放される総分野はシンガポール以外は多くないと考えられる⁽⁸⁾。

モード別にみると、第2モード（国外消費）と第3モード（業務拠点）での約束が全体として多い。ただし、第3モードは外資出資比率などの条件が付されている。第4モード（人

の移動)はほとんど約束されていない。ASEAN では建設分野などで中国企業が中国人労働者を使用することが一部で見られるが、こうしたケースを除くと ASEAN のサービス産業で中国人のサービス供給者が増加することはないだろう。

サービス協定がどのような影響を ASEAN と中国に与えるかを推測することは難しい。

第3モードで約束されている分野では、中国企業の進出が増加することが考えられる。ベトナムやカンボジアのように多くの分野を約束している国では、サービス分野で自国企業が成長できるのか懸念される。中国企業、中国人に対するサービスを行う企業だけでなく、広範な国内でのサービスを行う中国企業の進出が増加するかどうかは中国のサービス産業の競争力によるだろう。サービス協定の効果をみるためには、サービス分野での進出状況を調査して行くことが必要である。

注

1. サービス貿易および GATS については、外務省経済局サービス貿易室「WTO サ

ービス貿易一般協定」(日本国際問題研究所、1997年)および梶田昭「サービス経済化の進展とWTOサービス交渉」、(渡邊頼純編『WTOハンドブック』ジェトロ、2003年)を参照。

2. ここでの記述は、Sherry Stephenson and Deunden Nikomborirak, 'Regional liberalization in services', (Sherry Stephenson, Christopher Findlay with Soonhwa Yi "Services Trade Liberalisation and Facilitation" Asia Pacific Press, Canberra 2002)による。
3. 青柳一郎「サービス貿易」(渡邊頼純監修『解説 FTA・EPA 交渉』日本経済評論社 2007年) 245-248頁。
4. Ryo Ochiai, Philippa Dee and Christopher Findlay, 'Services in Free Trade Agreements', Paper prepared for the RIETI Policy Symposium Assessing Quality and Impacts of Major Free Trade Agreements, 2007
5. サービス貿易協定については、<http://www.ascansec.org/19346.htm> (2007年10月20日)
6. ただし、約束分野の記載方法が国により異なっているため単純な比較は出来ないことに留意が必要である。たとえば、中国はWTO加盟時に約束した85分野

は記載せず、新たに約束した分野を記載しているが、ベトナムは WTO 加盟時の約束分野をベースに記載している。

7. 藤田麻衣「ベトナムの WTO 加盟への歩み」(坂田正三編『2010 年に向けたベトナムの発展戦略』アジア経済研究所、2006 年) 87-90 頁。藤田麻衣「WTO 加盟交渉に経緯と課題」(アジア経済研究所専門講座『2010 年に向けたベトナムの発展戦略』配布資料、2006 年 11 月)
8. 中国 WTO 加盟に関する日本交渉チーム「中国の WTO 加盟」(蒼蒼社、2002 年) 129 頁。

参考文献

経済産業省「不公正貿易白書 2007 年版」
外務省経済局サービス貿易室(1997)「WTO サービス貿易一般協定 最近の動きと解説」(日本国際問題研究所)
渡邊頼純監修『解説 FTA・EPA 交渉』日本

経済評論社 2007 年)

Sherry Stephenson and Deunden Nikomborirak, 'Regional liberalization in services', (Sherry Stephenson, Christopher Findlay with Soonhwa Yi "Services Trade Liberalisation and Facilitation" Asia Pacific Press, Canberra 2002)
Ryo Ochiai, Philippa Dee and Christopher Findlay, 'Services in Free Trade Agreements', Paper prepared for the RIETI Policy Symposium Assessing Quality and Impacts of Major Free Trade Agreements, 2007

坂田正三編「2010 年に向けたベトナムの発展戦略」アジア経済研究所、2006 年
藤田麻衣「WTO 加盟交渉に経緯と課題」(アジア経済研究所専門講座『2010 年に向けたベトナムの発展戦略』配布資料、2006 年 11 月)